

民法 親族相続 解説レジュメ

1. 総論

本問題は、典型的な相続人関係のもとで、被相続人と同居をしていた相続人が被相続人の事業を手伝っていたという事例において、遺産分割及び遺留分減殺請求の基本的な理解を問う問題である。特別受益及び寄与分の理解を中心に、遺産分割の場面における条文操作及び重要な判例の理解が要求される。

2 設問1について

(1) 総論

設問1は、具体的な遺産分割の争いにおいて、双方の主張を法的に分析し、相続人確認における具体的相続分を求める問題である。遺産分割の問題を分析する際には、相続人の確定、相続財産の範囲の確定、具体的相続分の確定など、それぞれ検討することになるが、本問においては特に、相続財産の範囲、特別受益、寄与分についての検討が要求されている。

なお、具体的相続分を検討する前提として、相続人各人の法定相続分について言及すべきことは当然であるといえる。

(2) 生命保険の相続財産該当性

Aの相続財産の範囲を確定するうえで、問題となるのが、Cが受取人となっている生命保険金8000万円である。

まず、相続財産の範囲については、「被相続人の財産に属した一切の権利義務」（民法896条）とされており、生命保険金が被相続人の死亡を契機に支払われるものであることから、遺産分割において問題となることが少なくない。

この点、判例・通説は、生命保険金（ないしその請求権）について相続財産配当性を消極に解しており、ほぼ異論はない。最判昭和40年2月2日（民集19巻1号1頁）は、「（生命保険金）請求権は、保険契約の効力発生と同時に右相続人の固有財産となり、被保険者（兼保険契約者）の遺産より離脱しているものといわねばならない」と判示している。

一方で、保険金請求権は、保険料支払いの対価であるという実質があり、経済的には保険契約者から保険金受取人に対して、無償の財産の譲渡があったと考えられる面がある。実際に、相続対策として、被相続人の晩年に保険料を一時金として支払い、相続財産から外すということが頻繁に行われているという実態がある。

そこで、最判平成16年10月29日（民集58巻7号1979頁）は、「保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が損する場合には、同乗の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となる」と判断した。当該特段の事情の判断においては、「保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及びほかの共同相続人と被相続人と

の関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断」される。

本間についても、上記2判例に基づき検討する必要がある。すなわち、Cが受け取った生命保険金8000万円について、Aの相続財産に該当しないことを指摘しつつ、特別受益に準じて持ち戻しの対象となる可能性を指摘し、特段の事情について、本間の事情を検討する必要がある。本間において、Aの遺産総額が2億4000万円であるのに対し保険金の額が8000万円であること、CがAと同居し、C（ないしD）がAの事業や介護を行っていた一方、F、GがAと同居していなかったこと、F、GがAの相続財産のうち一定額を確保できることが、特段の事情を判断するうえで重要な要素となろう。

(3) 特別受益該当性

具体的相続分を確定させるには、各相続人に特別受益となる遺贈や生前贈与を確定する必要がある（民法903条1項）。

原則的に被相続人の財産は、相続開始時に被相続人が有していた財産につき公平に相続人に配分される。しかし、被相続人が相続開始前に相続人に対し財産を処分していた場合には、事前に処分を受けていた相続人が多く財産を取得することになり、実質的に相続人間で取得財産の不公平が生じる。そこで民法は、被相続人の生前に相続人に対して行った財産の処分について、相続財産の計算上持ち戻して計算する（特別受益の持ち戻し）。

特別受益に該当するのは、①遺贈、②「婚姻若しくは養子縁組のため」または「生計の資本として」なされた生前贈与である。特に、生計の資本としての贈与については、広く生計の基礎として役立つ財産上の給付で、扶養義務の範囲を超えるものを指す。

本間については、Gに与えられた住宅建築資金としての3000万円、Cに給付された月額30万円がそれぞれ特別受益に該当するかが問題となる。

ア Gに対する贈与

Gに対して贈与された3000万円は、自宅の購入資金である。当該資金は、民法903条1項が想定している「生計の資本」そのものであり、Gの特別受益に該当することで異論はないであろう。

イ Cに対する月額30万円

一方、Cに対する月額30万円の給付は、Gと同様に解することはできない。Aの事業であった不動産賃貸業について、Cが実質的に業務を行っていた実態があるためである。

当該金銭の給付が特別受益に該当するかは、Cが行っていた業務がAの不動産賃貸業にどの程度寄与していたかによって判断が分かれるであろう。Cが行っていた業務内容、Aの事業における当該業務の寄与度、報酬とされる金額の多寡等を判断要素としながら、本間の事例に即して自身の考えを答案に表す必要がある。例えば、不動産管理の実態が管理会社によって行われており、Cの業務はその補助に過ぎないとの考えに基づけば、Cへの給付は生計の資本として特別受益に該当する方向で判断されるであろう。逆に、CがAの不動産事業に専念していること、管理会社に委託している部分以外はC自身で業務を行っていること等を重視すれば、Cへの給

付はAの事業に対する業務への対価として考えられ、特別受益には該当しないとの方向で判断されるであろう。なお、税理士等の専門家へ業務を委託することが特別受益該当性の判断にどのように影響するかの点も特別受益該当性の判断に影響するであろう。

(4) 寄与分について

さらに具体的相続分を変動させる要素として、寄与分(民法904条の2)がある。

寄与分とは、共同相続人の中に、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした者がいる場合に、当該相続人に寄与に相当する額の財産を与えることで、相続人間の実質的公平を図ろうとする制度である。

寄与分が認められる場面は、被相続人の事業に関する労務の提供、被相続人に対する療養看護等さまざまであり、被相続人の財産の維持・増加をもたらした場合であればよい。ただし、「特別の寄与」である必要があり、親族間の扶養義務の履行など、通常期待される程度の寄与から生じた財産の増加・維持については寄与分に該当しない。

本問で問題となるのは、Cの妻Dが中心となって行ったAへの介護である。まず、DはAの相続人ではないことから、D自身が寄与分を取得することはできない。寄与分として評価されるのは相続人がした寄与に限定されるからである。一方で、相続人の配偶者などを相続人の履行補助者として、相続人の寄与分を考慮される可能性がある(東京家審平成12年3月8日)。本問においても、DがCの妻であり、かつ、Dが被相続人A及び相続人Cと同居していたことから、DがCの履行補助者として考慮される可能性は十分考えられる(もちろん、Dの寄与がCの寄与分として考慮できないとの結論もありうる。ただし、その結論に至る過程として、単にDが相続人に該当しないと述べるのみでは足りず、DがA・Cと同居していることを踏まえた論述をする必要がある。)

Dの介護がCの寄与分として考慮できるとした場合、それが「特別の寄与」に該当するのか、「特別の寄与」に該当する場合に寄与分の額はいくらになるのか、自身の考えに基づいて論述する必要がある。

「特別の寄与」に該当するか否かについては、Dがそれまで続けていた会社事務を辞めて介護に専念したことをどのように評価するかによると思われる。同居親族の介護は親族の扶養義務の範囲内とも考えられるが、職を辞してまで介護に専念する義務が現代のライフスタイルに合致するかについては賛否両論ある。

また、特別の寄与に該当するとしても、寄与分の額を算定するのは実際上困難を極める。家裁実務上、一定の算定方法は存在する(介護報酬基準を参考とした方法など)が、本問では実務上の知識を要求するものではなく、設問上の要素を参考に、自身の考えを解答に示せばよい。本問で言えば、Dが介護に専念するまでに得ていた月額25万円の収入が、介護に専念することにより失われたとして、そのままDの寄与として算定するか、Aを特別養護老人ホームに入居させた場合に支出するはずだった年間600万円について、Aの財産の散逸を防いだとして寄与分とするかのいずれかとなる。

(5) 具体的相続分の算定

以上の要素につき、自身の判断に基づいて、C・G・Fのそれぞれにつき具体的相続分を計算する必要がある。特に、特別受益、寄与分を認定した場合には、法定相続分から変動することから注意を要する。

具体的には、①相続財産全体につき特別受益を持ち戻し、②寄与分を控除したうえで、③法定相続分に従って配分するが、④その際、特別受益がある相続人は当該額を控除し、⑤寄与分がある相続人については、当該額を上乗せして計算する。

3 設問2について

(1) 総論

設問2は、単純な内容の遺言書をもとに、遺言書の存在により法定相続分を相続することができなくなった相続人について、争う方法としてどのような方法があるかを検討する問題である。紛争解決手段として常に複数の手段を検討するなど、多角的な視点が求められている。

本問においては、遺言無効の訴え、遺留分減殺請求の2つの手段が考えられる。本問は、手続の概要のみ述べれば足り、その当否まで述べる必要はないが、少なくとも実際にその手段をとるうえで注意すべき要件や判断要素については言及する必要がある。

(2) 遺言無効の訴え

Fは、Aの遺言書により、具体的相続分が0になっている。Fとしては、当該遺言書がなければ法定相続分に基づく遺産が取得できたのであるから、当該遺言書の効力自体を争うことが一つの選択肢となる。

遺言の効力を争う場合には、遺言無効確認の訴えによることになる。

遺言の無効を争う場合、その無効事由として、①方式違反、②遺言能力の欠如、③遺言の意思表示の瑕疵、④公序良俗違反等がある。

【参考】

本問については、本件における当否について言及しなくてもよいが、仮に言及するとした場合、上記事由すべて網羅的に検討する必要がなく、問題に関連する事由のみ検討すればよい。

本問で唯一検討できるとすれば、遺言能力についての指摘と思われるが、本問の事情に基づけば、無効事由の存在を認めることは困難であろう。

(3) 遺留分減殺請求

Aの遺言書の内容を前提とすると、Fの具体的相続分は0となり、Fの遺留分を侵害する。そこで、Fの遺留分を確保するために、遺留分減殺請求をすることが考えられる。

本件における遺留分割合は、相続人が被相続人の直系卑属のみ3名であることから、それぞれ6分の1である。

そして、遺留分減殺請求をする場合には、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈

を知ったときから、1年以内に行使する必要があるが、訴えによって行う必要はなく、裁判外において請求すれば足りる。

【参考】

本件においては、手続の概要のみ検討すれば足りるが、本件における具体的な当否を検討する場合、以下のような検討を行う必要がある。

遺留分減殺請求を指摘する場合、遺留分権利者であること、遺留分割合、遺留分の計算の基礎となる財産の範囲を指摘し、具体的な遺留分侵害額を計算しなければならない。

特に、遺留分算定の基礎となる財産の範囲は、具体的相続分の算定の基礎となる財産の範囲と異なり、①共同相続人以外の者への贈与も算入の基礎となり、②債務が控除され、③寄与分は算定の基礎となる財産に含まれない。本件において当否を検討する場合には、具体的に遺留分の基礎となる財産の範囲を述べる必要がある。

なお、相続財産を検討するうえで、特別受益がある場合には、最判平成10年3月24日を基礎とする必要がある。これによれば、特別受益は民法1030条の要件を満たさないものであっても原則として減殺の対象としつつ、例外として「相続開始よりも相当以前にされたものであって、その後の時の経過に伴う社会経済事情や相続などの関係人に酷であるなどの特段の事情」がある場合には、減殺の対象とならないとしている。どのような事情が「特段の事情」に該当するかは必ずしも明らかではないが、贈与から相続開始までの期間の長さや、社会経済の変化や相続人の事情の変化の大きさに関する事情が該当するとされている（民法判例百選Ⅲ189頁）。

【参考文献】

1. 窪田充見『家族法〔第3版〕』（有斐閣、2017）
2. 前田陽一、本山敦、浦野由紀子『民法Ⅵ 親族・相続 第2版』（有斐閣、2012）
3. 『親族法相続法講義案（七訂補訂版）』（司法協会、2015）
4. 民法判例百選Ⅲ親族・相続（有斐閣、2015）